

## 「プレミアム付商品券」取扱店の募集について

山陽小野田市では、10月1日から消費税・地方消費税率が引き上げられることに際し、住民税の非課税世帯や子育て世帯に対して、税率引き上げ直後に生じる負担増などによる消費への影響を緩和するとともに、地域における消費を下支えすることを目的として、プレミアム付商品券を販売されることになり、この商品券を利用できる「プレミアム付商品券」取扱店を募集されています。

募集の内容については、下記のとおりとなっています。

### ★応募資格

山陽小野田市内に事業所、店舗等を有する事業者

但し、山陽小野田市暴力団排除条例(平成23年山陽小野田市条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者と関連し、又はこれらの利益につながるおそれがあると認められるときは申込みできません。

### ★申込期間

令和元年6月1日から令和元年7月31日まで

### ★商品券概要

額 面 : 1枚500円(500円×10枚綴りを4千円で販売)

利用期間 : 令和元年10月1日から令和2年3月31日まで

※ 利用が可能な店舗には、取扱店登録証が交付されます。

### ★申込方法

申込書に必要事項を記入し、下記申込先に提出して下さい。

### 【申込先】

山陽小野田市役所商工労働課

山陽小野田市日の出1-1-1 TEL:0836-82-1150 FAX:0836-83-2604

小野田商工会議所

山陽小野田市中心2-3-1 TEL:0836-84-4111 FAX:0836-84-4180

山陽商工会議所

山陽小野田市大字鴨庄101-29 TEL:0836-73-2525 FAX:0836-73-2526

※ 詳しくは、募集要項をご覧ください。

## プレミアム付商品券取扱店募集要項

10月1日から消費税・地方消費税率が引き上げられることに伴い、住民税が非課税の世帯・子育て世帯の消費に与える影響を緩和し、地域における消費を支えするため、非課税世帯・子育て世帯向けにプレミアム付商品券を発行します。については、下記のとおりプレミアム付商品券の取扱店を募集します。

### 1 商品券の内容

- |                |                                       |
|----------------|---------------------------------------|
| (1) 名 称        | プレミアム付商品券                             |
| (2) 実施・発行主体    | 山陽小野田市                                |
| (3) 発行総額（最大）   | 約3億5千万円（うちプレミアム分7千万円）（予定）             |
| (4) 額 面        | 1枚500円                                |
| (5) 発行内容       | 1セット500円券×10枚 を4千円で販売                 |
| (6) 発行セット数（予定） | 約7万セット（予定）                            |
| (7) 販売時期       | 令和元年10月1日から                           |
| (8) 販売対象者      | 住民税非課税の世帯及び子育て世帯（0～3歳半）<br>※別途要件があります |
| (9) 1人当たり販売数   | 対象者1人当たりの購入限度数は、5セットまで                |
| (10) 利用期間      | 令和元年10月1日から令和2年3月31日まで                |
| (11) 利用可能店舗    | プレミアム付商品券取扱店登録証の交付を受けた事業所のみ           |

### 2 取扱店登録の申込方法

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 申込資格 | 山陽小野田市内に事業所、店舗等を有す事業者<br>ただし、山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者と関連し、又はこれらの利益につながるおそれがあると認められるときは申込できない。 |
| (2) 申込方法 | 別添「プレミアム付商品券取扱店登録申請書」を提出  |

- (3) 提出先
- 山陽小野田市経済部商工労働課  
住所：山陽小野田市日の出一丁目 1-1  
☎：0836-82-1150 fax:0836-83-2640
  - 小野田商工会議所  
住所：山陽小野田市中心 2-3-1  
☎：0836-84-4111 fax:0836-84-4180
  - 山陽商工会議所  
住所：山陽小野田市大字鴨庄 101-29  
☎：0836-73-2525 fax：0836-73-2526
- (4) 申込期間 令和元年 6 月 1 日から令和元年 7 月 31 日まで
- (5) 取扱店の決定 申込書類を審査のうえ決定  
登録事業所には取扱店登録証及びステッカーを交付する。

### 3 取扱店の遵守事項

(1) 登録店の表示等

取扱店であることを表示するステッカーを店頭及びレジスター付近に表示すること。

(2) 商品券の取扱い

- ・商品券と現金（電子マネーを含む）との交換は禁止する。
- ・商品券の額面以下の利用の場合であっても釣銭は渡さないこと。
- ・公共料金、タバコ及び換金性の高い商品（有価証券、商品券、切手、印紙、プリペイドカードなど）との交換はできないものとする。

(3) 商品券の受取・換金方法

- ・取扱店は利用者から受領した商品券に使用済みであることを明示するため、商品券の裏面に店名を記入または押印しなければならない。
- ・使用済商品券の二次利用は禁止する。
- ・取扱店は、事業所の預金口座がある指定金融機関に使用済みの商品券を持参し、支払請求書等に必要事項を記入のうえ提出する。  
指定金融機関は、商品券の枚数及び使用済みであることを確認し、指定口座へ入金する（現金での支払いはできないものとする）。
- ・使用済み商品券の換金は、令和 2 年 4 月 30 日（木）まで（予定）
- ・指定金融機関は、山口銀行、西京銀行、山口県信用組合、西中国信用金庫のうち市内にある店舗とする。

山陽小野田市長 藤田剛二 あて

プレミアム付商品券取扱店登録申請書

申請日 令和元年 月 日

店 舗 情 報	郵便番号	〒 -			
	所在地	山陽小野田市			
	店舗名称				
	代表者名				
	業種等	<input type="checkbox"/> 小売業	<input type="checkbox"/> 飲食業	<input type="checkbox"/> サービス業	<input type="checkbox"/> その他
	商工会議所 会員情報	<input type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 非会員			
	電話番号		FAX番号		
法人名					

掲載 情報	フリガナ	
	チラシ掲載 店舗名称	
	事業内容 取扱商品	※例) ラーメン屋 ラーメン1杯500円～ ※例) ドラッグストア

取次金融機関の 口座情報	金融機関名		本・支店名	
	預金種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			

(注意：取次金融機関の本店・支店は、市内の店舗としてください。)

\*本事業の趣旨を理解し、プレミアム付商品券取扱店募集要項の内容に同意した上で申し込みます。

処理印	受付印